

第1回部会における委員の依頼資料

- 1 昭和58年中央社会福祉審議会意見具申における変曲点について・・・1 p
- 2 世帯類型の分類方法について・・・9 p
- 3 「その他の世帯」の構成割合の推移・・・10 p
- 4 医療扶助費・住宅扶助費の動きの比較・・・12 p

生活扶助基準について

- 現行の生活扶助基準の改定は、政府経済見通しの民間最終費支出の伸びを基礎として、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して決定することとしており、これは昭和58年12月の中央社会福祉審議会の意見具申を踏まえたものである。
- 具体的には、この民間最終消費支出の伸びを基礎として、生活扶助以外の対象となる家賃等を除外するとともに、人口増減の影響を調整して改定率を設定している。

生活扶助基準及び加算のあり方について（意見具申）－抜粋－

（昭和58年12月23日 中央社会福祉審議会）

1 生活扶助基準の評価

- （3）・・・、総理府家計調査を所得階層別に詳細に分析した結果、現在の生活扶助基準は、一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当な水準に達しているとの所見を得た。

しかしながら、国民の生活水準は今後も向上すると見込まれるので、生活保護世帯及び低所得者世帯の生活実態を常時把握しておくことはもちろんのこと、生活扶助基準の妥当性についての検証を定期的に行う必要がある。

2 生活扶助基準改定方式

- （1）生活保護において保障すべき最低生活の水準は、一般国民生活における消費水準との比較における相対的なものとして設定すべきであり、生活扶助基準の改定に当たっては、当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえると同時に、前年度までの一般国民の消費水準との調整がはかられるよう適切な措置をとることが必要である。

- （2）また、当該年度に予想される国民の消費動向に対応する見地から、政府経済見通しの民間最終消費支出の伸びに準拠することが妥当である。

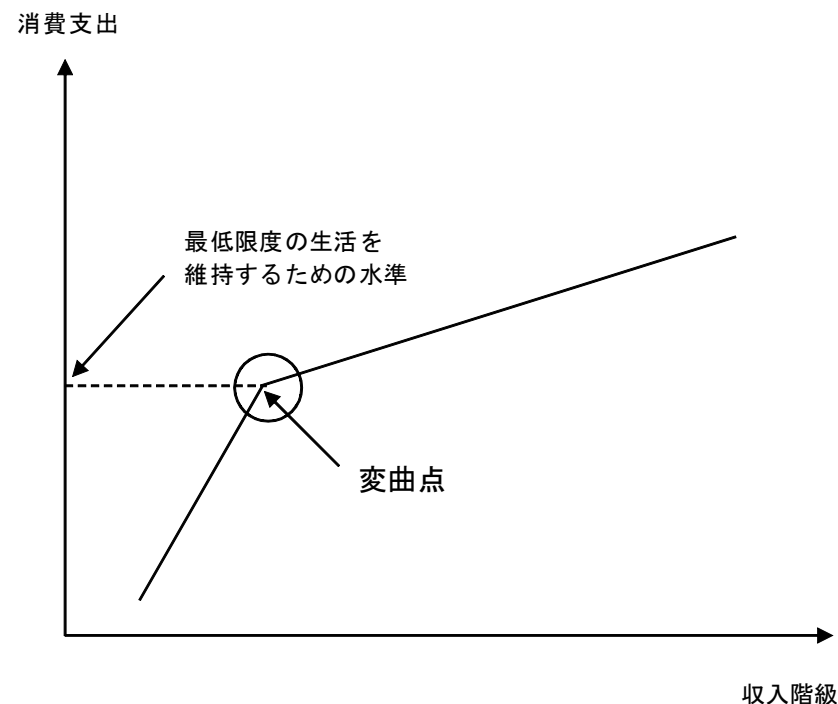
なお、賃金や物価はそのまま消費水準を示すものではないので、その伸びは、参考資料にとどめるべきである。

家計調査特別集計結果の分析による生活保護基準の水準の検証について

- 生活保護において保障すべき最低生活の水準は、一般国民の生活水準との関連において捉えられるべき相対的なものであることは既に認められており、この点については昭和58年の中央社会福祉審議会意見具申においても言及されているところである。
- 生活保護基準の水準評価については、同意見具申において、当時の生活扶助基準は一般国民の消費実態との均衡上、ほぼ妥当な水準に達しているとの評価を受けたところであり、その水準の検証に当たっては、「変曲点」という概念を用いたものである。

（変曲点について）

- ・ 収入階級ごとの消費支出額を比較すると、所得の減少に伴って、消費支出はゆるやかに減少するものであるが、ある所得階層以下になると、それまでのゆるやかな低下傾向と離れて、急激に下方へ変曲する所得分位あることが認められる。これを「変曲点」と解釈する。
- ・ 社会的に必要な消費水準があると仮定すると、所得が減っていても、この消費水準を維持しようとするが、ある水準の所得を超えて低くなると、この消費水準を維持できなくなり、急激に消費水準が低下するため、このような「変曲点」が生じると解釈できる。この変曲点を境として、以下の水準では最低生活を営むことが難しくなるものと考えられる。

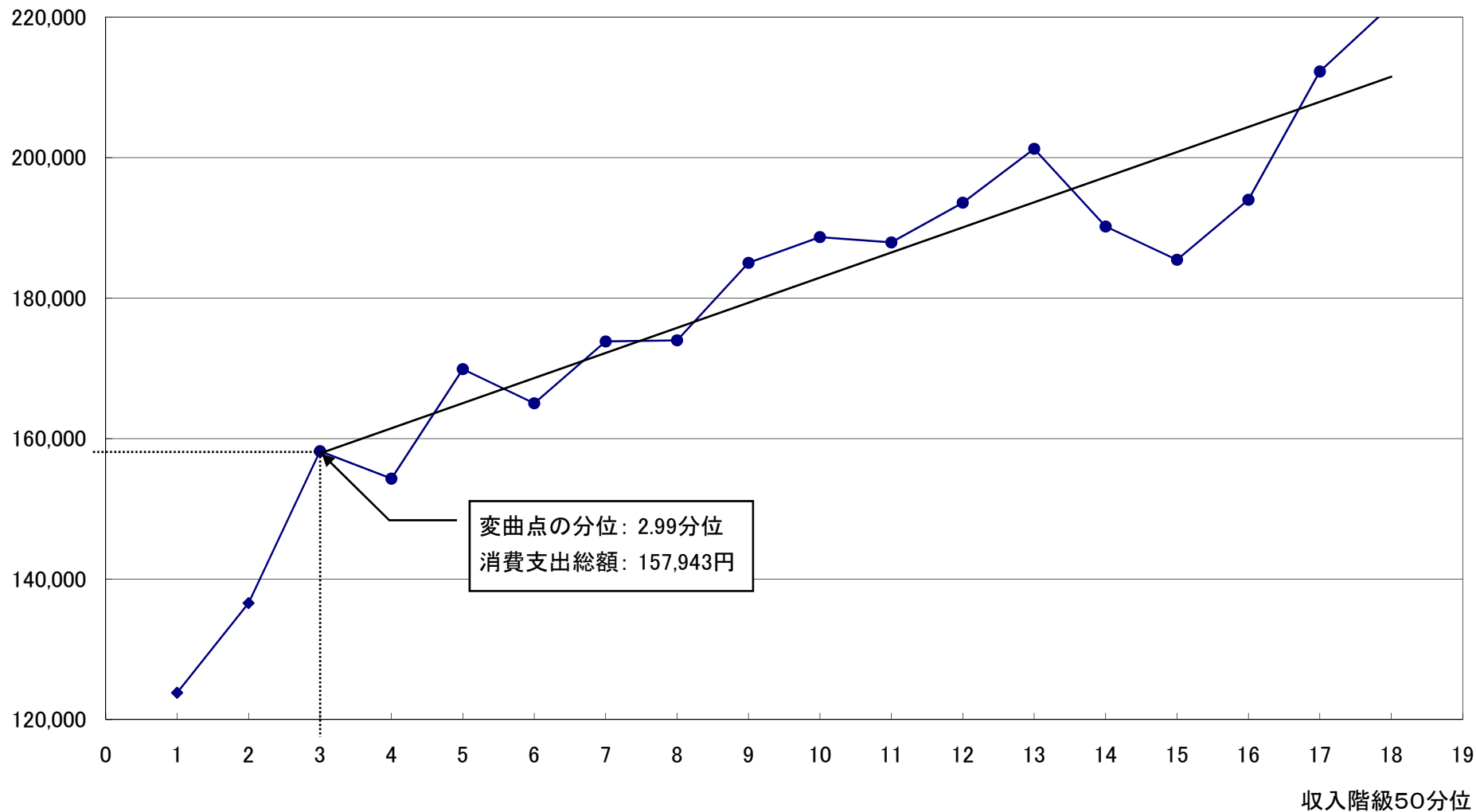


平成15年9月30日
第2回生活保護制度の在り方に関
する専門委員会 資料

昭和54年家計調査特別集計結果による収入階級別消費支出額
(勤労者4人(有業1人)世帯)

昭和54年
消費支出総額

消費支出額(円)



勤労者3人世帯における変曲点の導出

【消費支出額の傾向から設ける仮定】

○勤労者3人世帯（夫婦子1人世帯）における収入階級別にみた消費支出額に係るグラフは次頁図1のとおりである。

○消費支出額の傾向から、変曲点が第3／50分位～第5／50分位付近に存在するものと仮定する。 ※注1

【変曲点及び消費支出額の算出】

○第3／50分位、第4／50分位、第5／50分位とそれぞれ仮定した場合における変曲点及び消費支出額の算出については右記のとおりである。

※注2

（注1）

また、第12／50分位を上回ると、消費支出額は暫くほぼ同じ額で推移する傾向がみられることから、これ以降の分位では傾向が異なるものと考えて、第3～第5／50分位から第12／50分位が同じ傾向を有していると仮定する。

（注2）

ここでは、上記で設定された第3～第5／50分位以下及び第3～第5／50分位から第12／50分位の間で推計した相関式を連立方程式とし、ここから両者の交点を求め、これを変曲点における分位とする。

〔変曲点の算出結果〕

変曲点が存在すると仮定した分位	第3／50分位	第4／50分位	第5／50分位
変曲点における分位	3.70／50分位	3.61／50分位	3.32／50分位
変曲点における消費支出額	216,746 円	217,901 円	214,096 円

（参 考）

＜第3／50分位付近で変曲点が存在すると仮定した場合＞

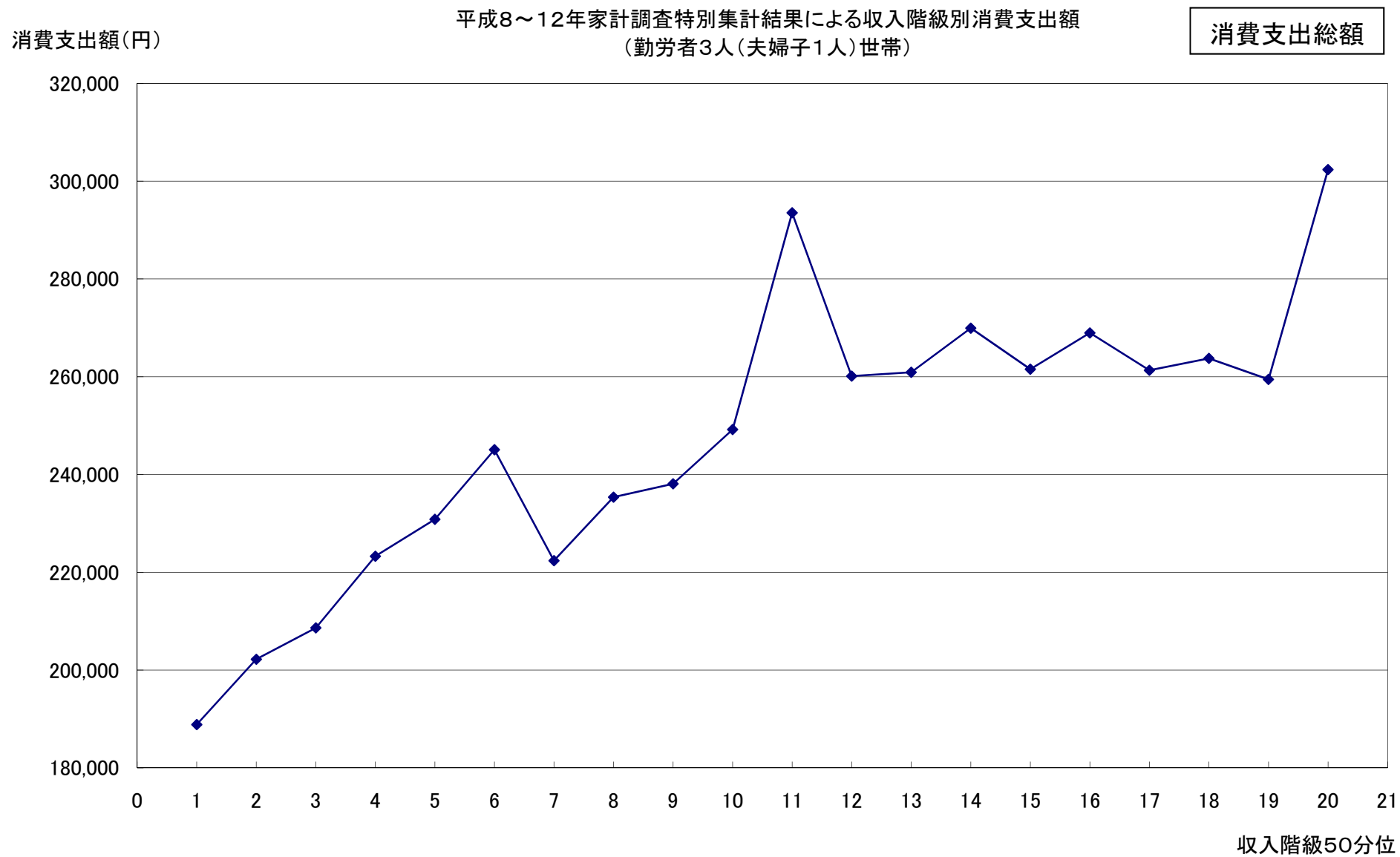
$$\begin{aligned}
 1 \sim 3/50 \text{分位} \quad y &= 9,892.5 \ x + 180,118 \quad (\text{相関係数} = 0.9607) \\
 3 \sim 12/50 \text{分位} \quad y &= 6,297.5 \ x + 193,429 \quad (\text{相関係数} = 0.6466) \\
 &3,595.0 \ x = 13,311 \\
 &x = 3.70 \\
 \text{よって } y &= 216,746
 \end{aligned}$$

＜第4／50分位付近で変曲点が存在すると仮定した場合＞

$$\begin{aligned}
 1 \sim 4/50 \text{分位} \quad y &= 10,975 \ x + 178,315 \quad (\text{相関係数} = 0.9806) \\
 4 \sim 12/50 \text{分位} \quad y &= 5,990.7 \ x + 196,293 \quad (\text{相関係数} = 0.5492) \\
 &4,984.3 \ x = 17,978 \\
 &x = 3.61 \\
 \text{よって } y &= 217,901
 \end{aligned}$$

＜第5／50分位付近で変曲点が存在すると仮定した場合＞

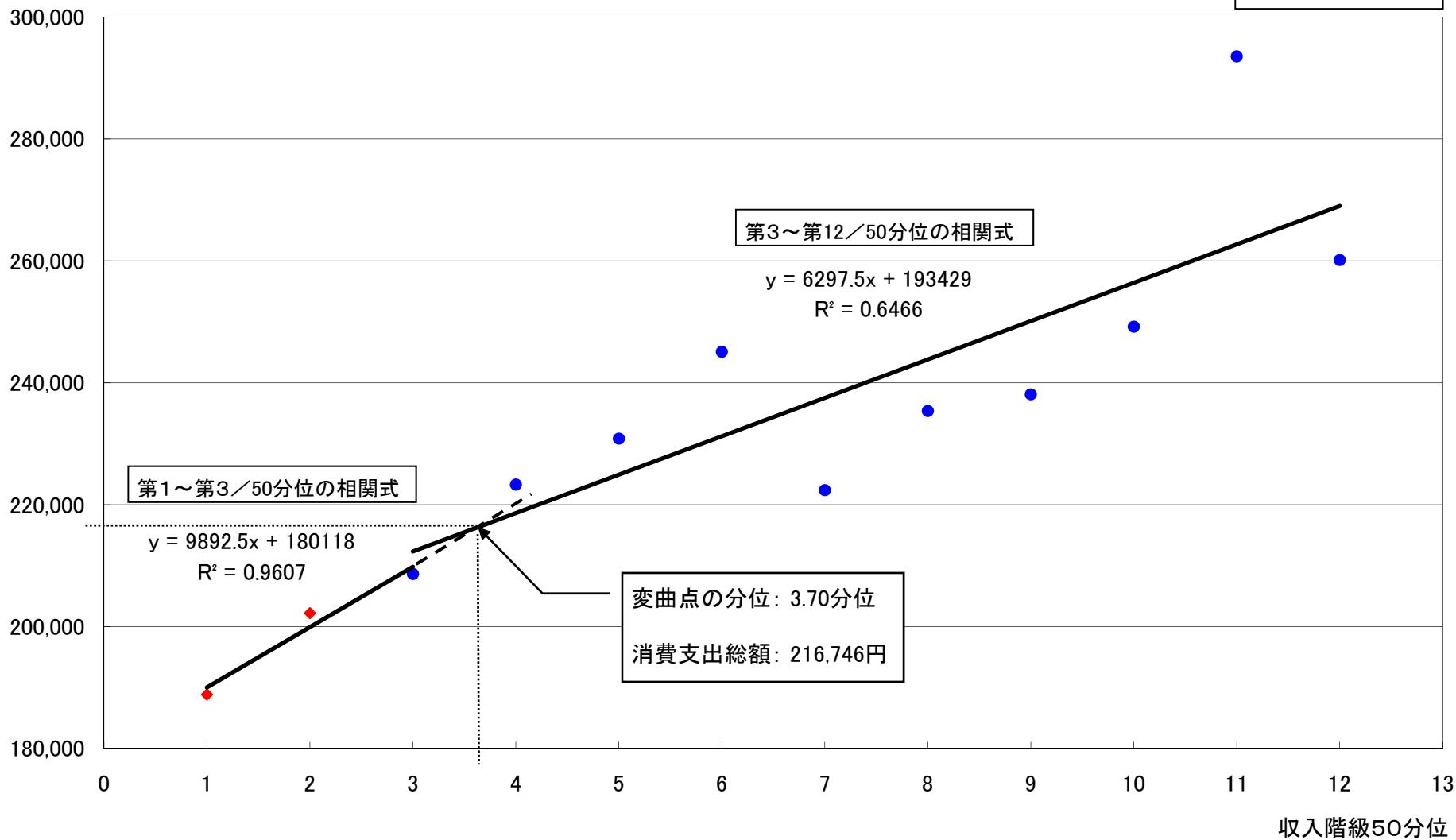
$$\begin{aligned}
 1 \sim 5/50 \text{分位} \quad y &= 10,505 \ x + 179,253 \quad (\text{相関係数} = 0.9874) \\
 5 \sim 12/50 \text{分位} \quad y &= 6,316.3 \ x + 193,146 \quad (\text{相関係数} = 0.4888) \\
 &4,188.7 \ x = 13,893 \\
 &x = 3.32 \\
 \text{よって } y &= 214,096
 \end{aligned}$$



平成8～12年家計調査特別集計結果による収入階級別消費支出額
(勤労者3人(夫婦子1人)世帯) <第1～第12/50分位>

3. 70分位
消費支出総額

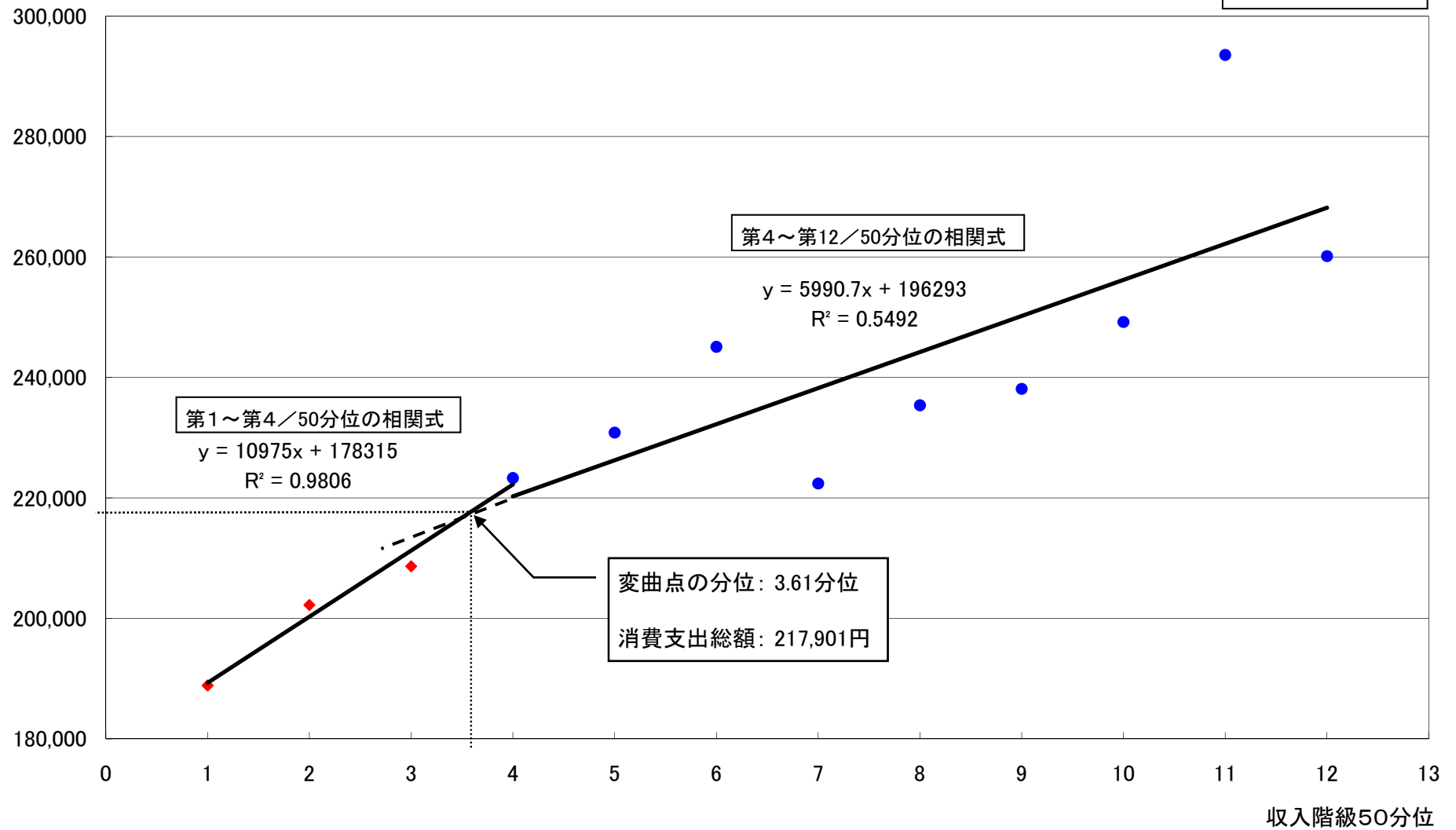
消費支出額(円)



平成8～12年家計調査特別集計結果による収入階級別消費支出額
(勤労者3人(夫婦子1人)世帯) <第1～第12／50分位>

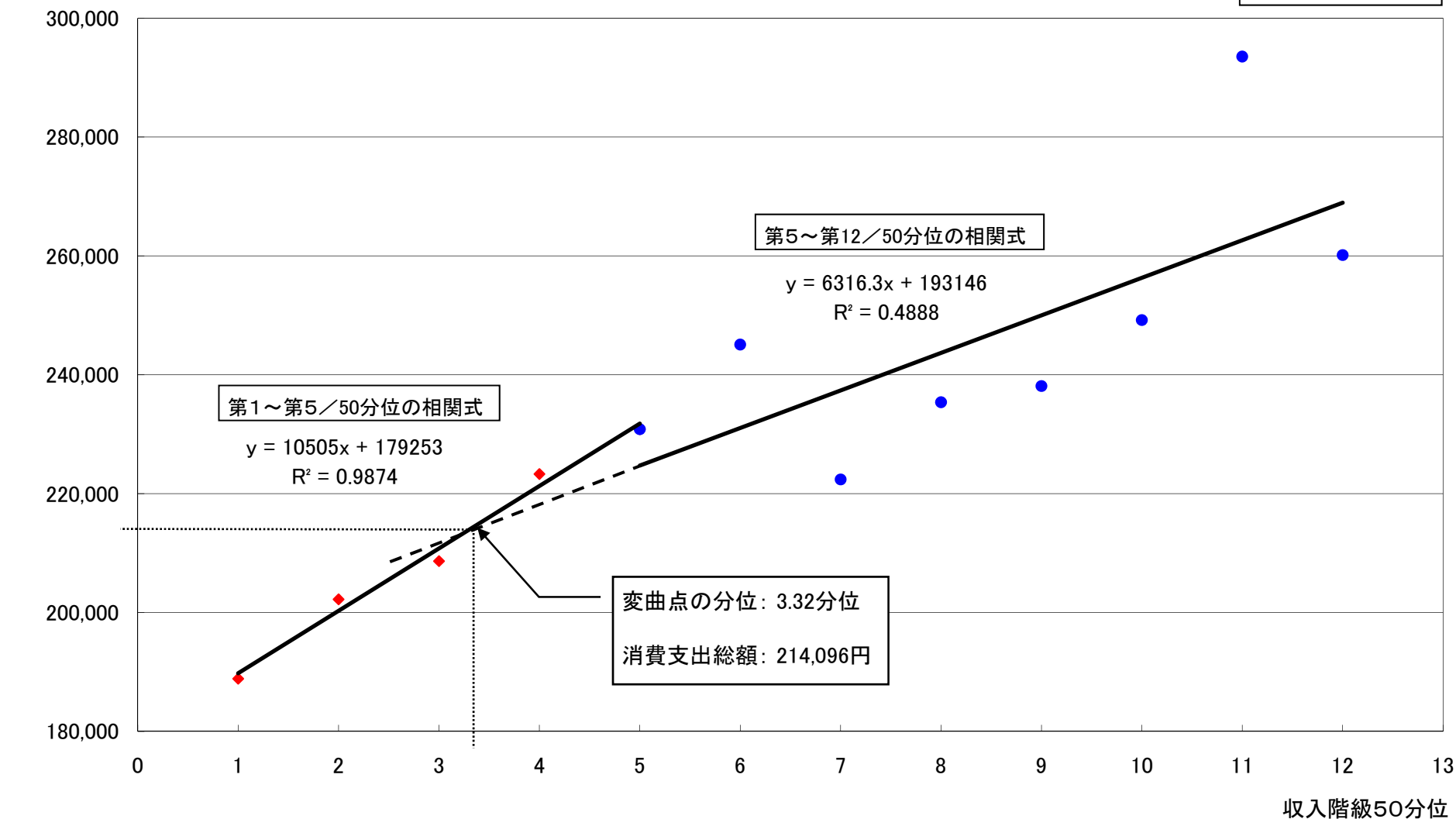
3. 61分位
消費支出総額

消費支出額(円)



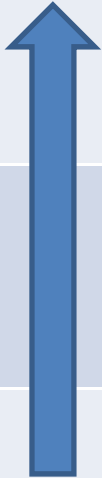
3. 32分位
消費支出総額

平成8～12年家計調査特別集計結果による収入階級別消費支出額
(勤労者3人(夫婦子1人)世帯) <第1～第12/50分位>



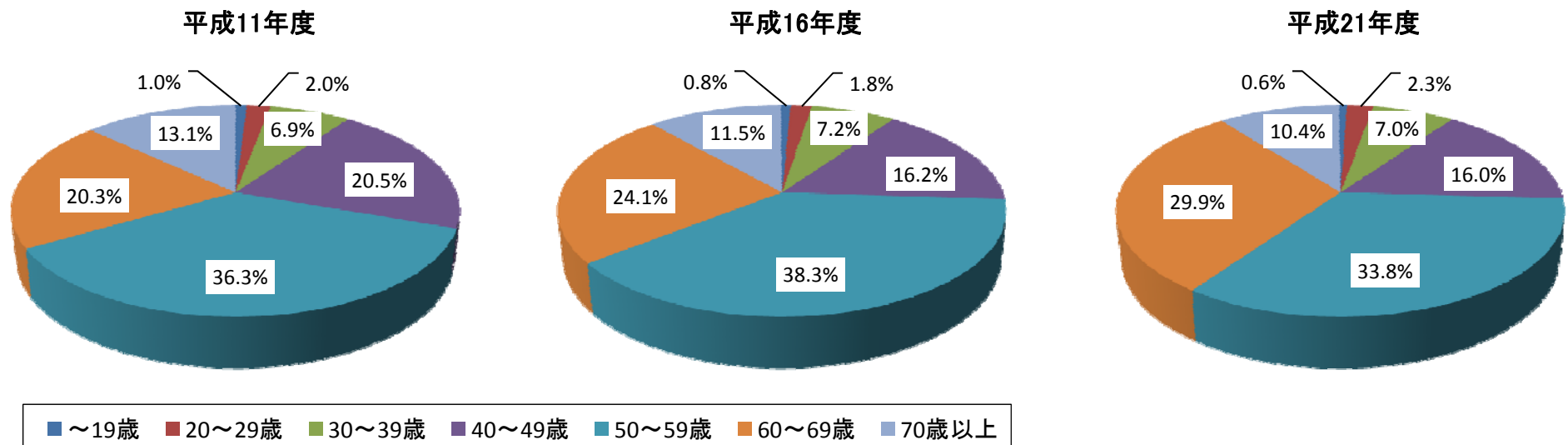
世帯類型の分類方法について

【世帯類型の定義】

世帯類型	定義	分類の順序
高齢者世帯	65歳以上の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の未婚の者が加わった世帯。	先
母子世帯	死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯。	
障害者世帯	世帯主が障害者加算を受けているか、身体障害、知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯。ただし、精神病等の精神障害による場合については、障害者加算を受けている者のみとする。	
傷病者世帯	世帯主が入院しているか在宅患者加算を受けている世帯、又は世帯主が傷病のため働けない者である世帯。	
その他の世帯	上記のいずれにも該当しない世帯をいう。	後

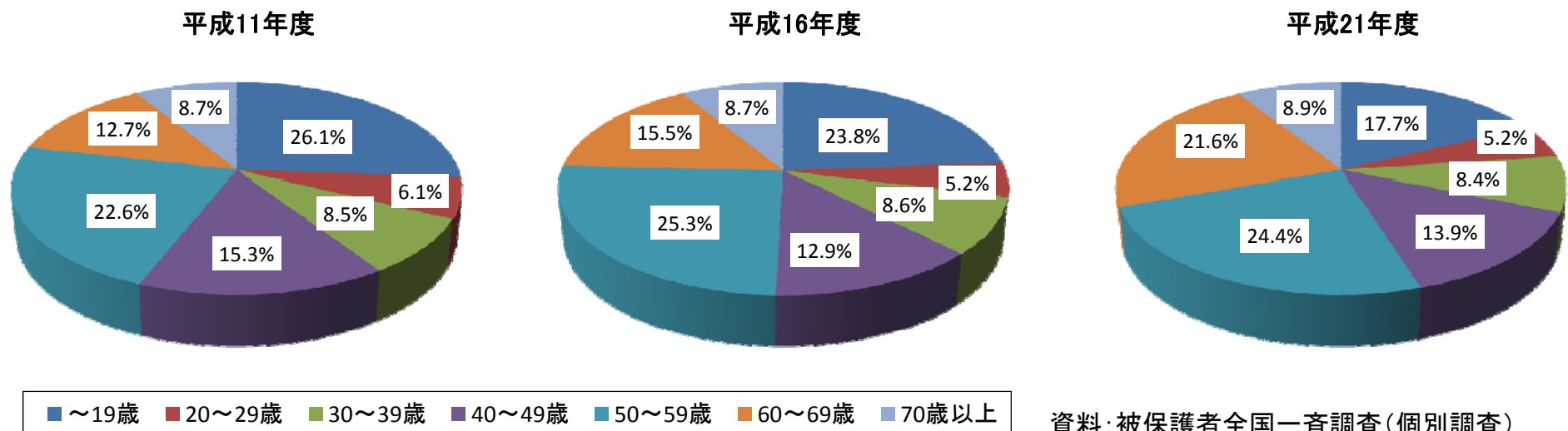
その他の世帯の構成割合の推移

1. 世帯主の年齢階級別にみた場合



資料：被保護者全国一斉調査（個別調査）

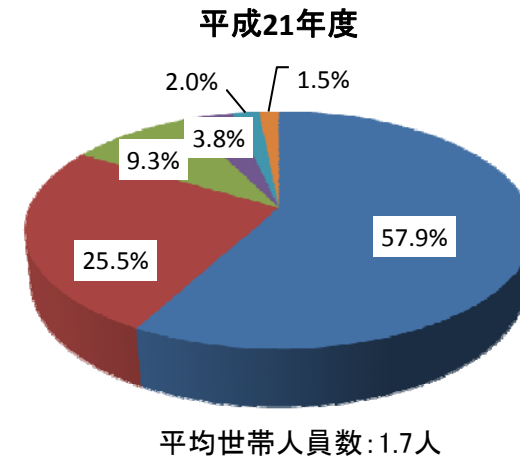
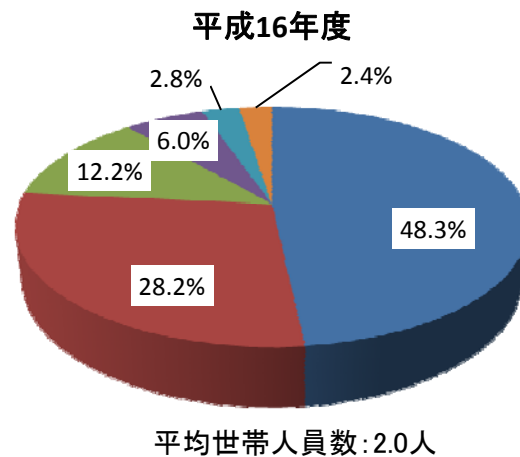
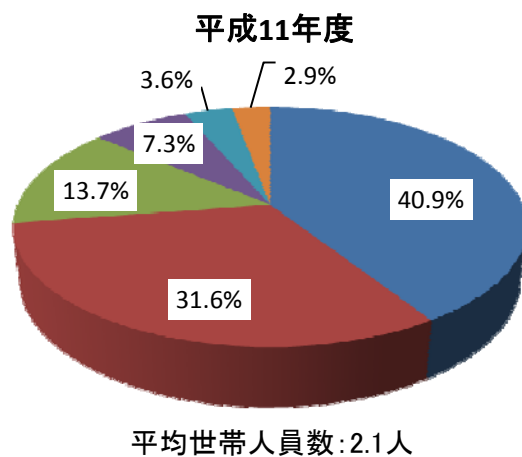
2. 世帯員の年齢階級別にみた場合



資料：被保護者全国一斉調査（個別調査）

その他の世帯の構成割合の推移

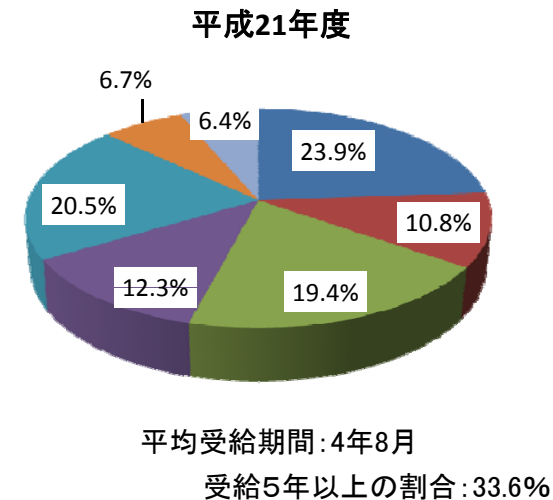
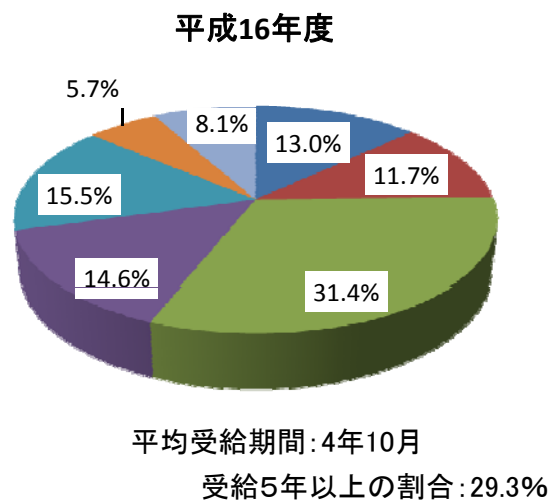
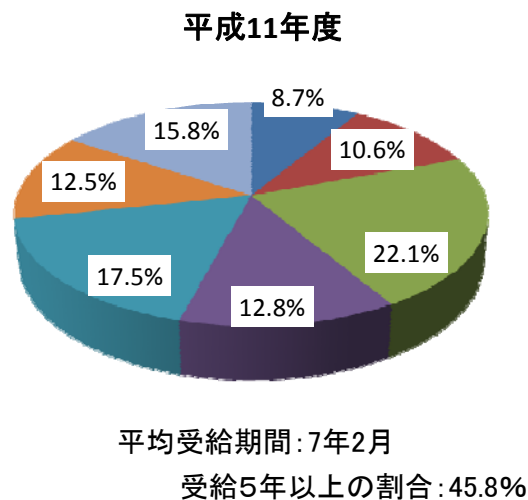
3. 世帯人員数別にみた場合



■ 1人 ■ 2人 ■ 3人 ■ 4人 ■ 5人 ■ 6人以上

資料: 被保護者全国一斉調査(個別調査)

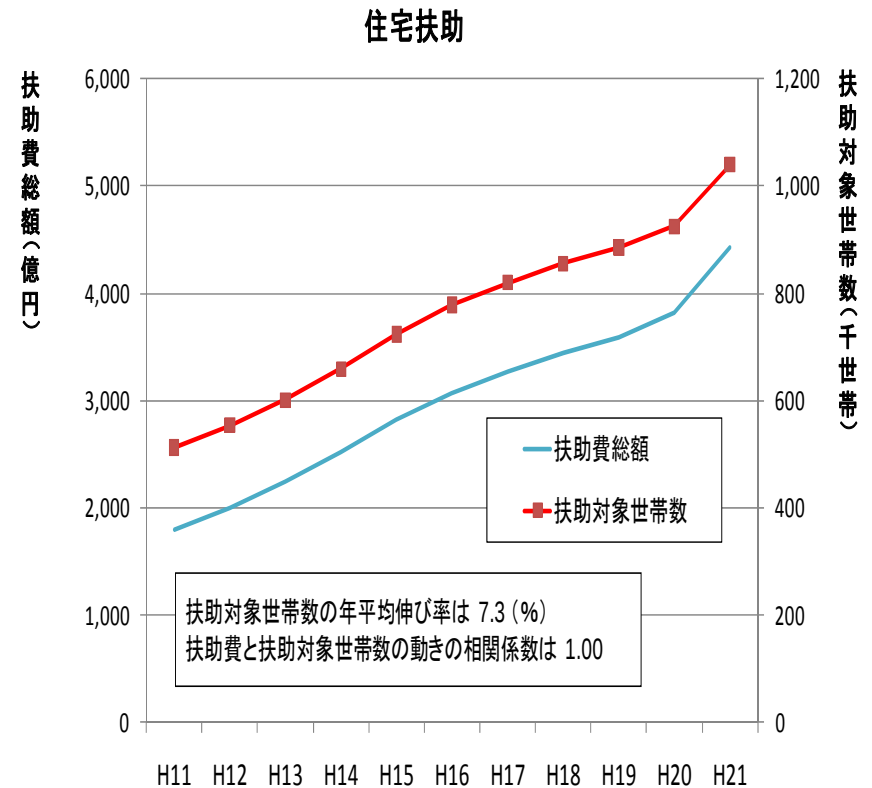
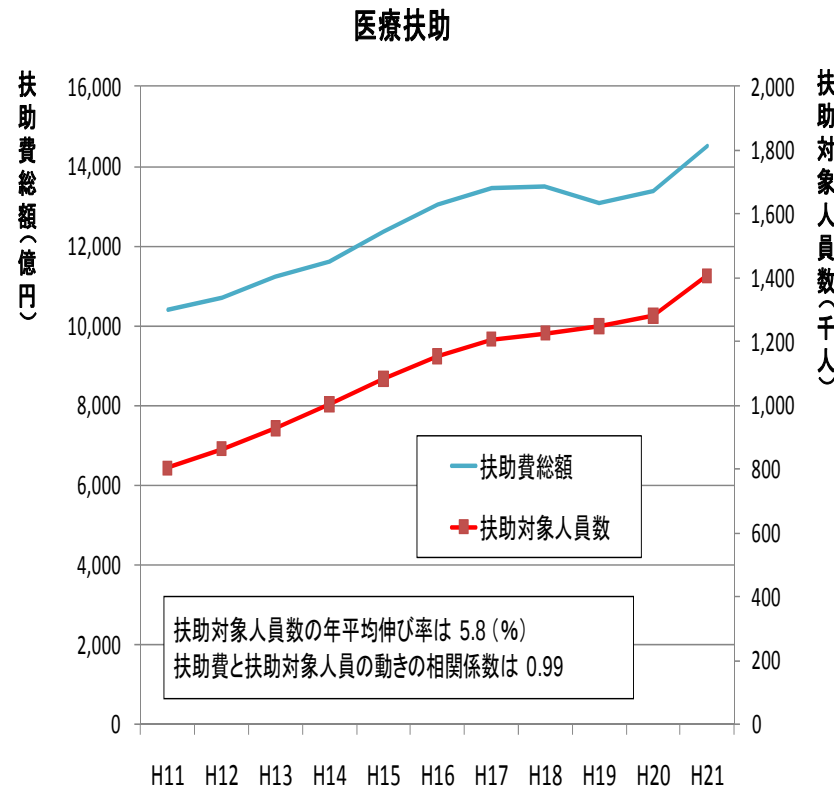
4. 受給期間別にみた場合



■ 1月以上6月未満 ■ 6月～1年未満 ■ 1年～3年未満 ■ 3年～5年未満
■ 5年～10年未満 ■ 10年～15年未満 ■ 15年以上

資料: 被保護者全国一斉調査(個別調査)

医療扶助費・住宅扶助費の動きの比較



医療扶助費総額、住宅扶助費総額はともに増加傾向にあるが、両者はともに扶助対象人員数(世帯数)の動きに連動している。住宅扶助費総額の伸びが医療扶助費総額の伸びより大きいのは、持ち家のない被保護世帯の割合が増えていること等により、住宅扶助対象世帯数の伸びが医療扶助対象人員数の伸びよりも高いことが主な原因であると考えられる。

資料：福祉行政報告例、生活保護費負担金事業実績報告